

介護保険事業所 管理者 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課担当課長

令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（二次協議分）に係る事前エントリーについて

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業や高齢者施設等のブロック塀改修支援事業等に係る二次協議の案内が厚生労働省よりありました。このため、当該補助事業に係る事前エントリーの受付を行います。

1 対象事業及び対象事業所について

対象事業	対象事業所
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策・耐震化・大規模修繕・非常用自家発電設備）	認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
<p>《各事業の留意事項》</p> <p>(1) 全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月1日より義務化される業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外です。 <p>(2) 水害対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則水害等の発生が懸念される地域（災害レッドゾーン・災害イエローゾーン）にある事業所を対象とします。 <p>(3) 非常用自家発電設備整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の要件を全て満たす場合に補助対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの（購入のみは対象外） 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、<u>発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの</u> <u>設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること</u> <u>設置した非常用自家発電設備及び給水設備の耐震性が確保されているか留意すること。</u>（耐震性が確保されていることを示す書類の提示を求めることがあります。） 	
高齢者施設等の給水設備整備事業	認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
<p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>設置した給水設備の耐震性が確保されているか留意すること。</u>（耐震性が確保されていることを示す書類の提示を求めることがあります。） 	
高齢者施設等のブロック塀改修支援事業 ※安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所

既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

※ 事業の詳細は、別紙参考資料をご確認ください。(下記ホームページに掲載しています。)

2 提出書類

書類は、以下の順番に揃えてご提出ください。

①事前エントリー票、(1部)、②「(2)～(5) ※併設施設がある場合は、(2)～(7)」を3セット

※(2)～(4) (または(2)～(7)) については、順番通りに各々をクリップ留めしてください。

- (1) 「01～05_事前エントリー票」(事業ごとに分かれていますので該当するものを使用してください)
※下記ホームページURLよりダウンロードしてください。
- (2) 平面図 (当該事業所全てのフロア (階) の分)
※ただし、スプリンクラー設備等整備事業及び換気設備の設置に係る経費支援事業については、(2)に加えて、建物の求積図 (又は当該事業所全てのフロア (階) の床面積が分かる資料) も添付してください。
- (3) 位置図
- (4) 写真 (現況及び改修箇所が分かるもの)
- (5) 見積書 (公的機関、工事請負業者) ※公的機関で見積もりができない場合は民間2社以上
必ず、1社ごとの合計額が表記された見積書とすること。また、消費税込みの額を表記すること。
(見積書自体が税抜きの場合は、税込額は手書き補記でも可)

【併設施設がある場合は、以下についてもご提出ください。】

- (6) (別紙4) 補助対象面積確認シート ※ 別紙3を確認のうえご入力ください。
- (7) 面積按分をしたことがわかる資料 ※ 施設の面積表及び平面図 (専用面積、共用面積を色分けしたもの)

3 提出期限

令和6年1月5日 (金) 必着 (締切り後に提出された書類については、受付を行いません。)

※エントリーを希望される場合は、令和5年12月22日 (金) までに電話又はメールで事前連絡をお願いします。

※ご来庁により提出する場合は、必ず電話又はメールで事前連絡をお願いします。

(電話：045-671-3414、E-mail：kf-kscm@city.yokohama.jp)

4 提出方法

事前エントリー票に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、ご提出ください。

提出書類は、郵送で受付を行います。

なお、事前エントリー票及び2の添付書類は、**書面とデータの両方**を上記期限までに提出してください。

※データの送信先：kf-kscm@city.yokohama.jp

※郵送先

〒231-0005
 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局介護事業指導課
 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」 補助事業担当あて

5 注意事項 (別紙「事前エントリーに係る注意事項等について」も合わせてご確認ください。)

- (1) 本事業は、国 (厚生労働省) の交付金を活用するため、国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件となります。期限までに必要書類を提出された場合であっても、書類の提出をもって補助事業者としての選定を確約するものではありません。

(2) 予算を大幅に超過した場合は、事業が実施できない場合があります。

補助金交付の対象となるのは、令和6年3月末までに工事を完了することが可能な事業所です。次年度への繰り越しはできません。なお、国からの内示時期は例年、2月中旬～下旬以降ですが、今年度は国からの案内も含めスケジュールが遅れております。ご提出されたエントリー票を基に国へ協議書類を提出し、国から内示が発出された後に事業着手が可能となるため、工期が1か月よりも短くなる可能性がございますので、事業者様、施工業者様等のご事情をふまえてエントリーをご検討ください。(令和6年度に国から事業案内があった場合には、改めてご案内させていただきます。※例年4～5月頃)

(3) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業については、福祉避難所に指定されている施設への採択が優先される旨の連絡を国から受けています。

(4) 当該補助事業は、国(厚生労働省)の交付金を活用するため、ご提出いただいた事前エントリー票の情報や図面を国へ提出することがあります。あらかじめご了承ください。

(5) 補助事業者として選定された後、補助金交付を受けるにあたっては、施工事業者を入札や見積り合わせて選定していただく等、本市所定の条件があります。(以下に続く「別紙」をご参照ください。)

(7) 消防用設備設置義務の判断など、消防関係法令に関するお問合せについては、事業所所在区の消防署へお願いします。

(8) 提出書類の返却はいたしませんので、必ず作成者用の控えを作成してください。

(9) 事前エントリー票は、次のURLからダウンロードできます。

健康福祉局介護事業指導課ホームページURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html#6CC54>

健康福祉局介護事業指導課

担当：栗原 (Tel 045-671-3414)

kf-kscm@city.yokohama.jp

事前エントリーに係る注意事項等について

1 事業の実施可否について

通知文にも記載していますが、本事業は、国（厚生労働省）の交付金を活用するため、国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件となります。また、事前エントリー事業所数が予算を超過した際は、事業の緊急性等を考慮の上、優先順位を付けさせていただきます。その結果、事業を実施できない場合もありますので、ご承知おきください。

2 見積合せ等について

(1) ご提出いただく見積書については、原則、横浜市内事業者（※）からのものとしてください。

市外事業者の見積書でご提出いただいた場合もエントリーは可能ですが、当該見積書で補助金の上限額等を国が決定します。国からの内示後に契約事業者を決定する際、本事業は補助金を活用することから横浜市内事業者による見積合せ又は入札を実施していただきます。工事金額が増額しても、上限額までのお支払いとなりますのでご了承ください。

※横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体

(2) 予定価格が1,000万円以上の工事の場合、契約事業者の決定は入札で行います（会計監査を受ける法人については例外あり）。その際には、実施設計が完了次第、健康福祉局監査課で設計内容の審査を受けていただきます。なお、設計審査には約1か月を要します。

3 補助対象経費等について

設計費、事前調査費、耐震診断費及び監理委託費等は補助対象外となります。また、既に着工している工事又は本市が補助事業者として選定する前に着工する予定の工事、建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的とする工事等も本事業の対象外となりますのでご承知おきください。

4 財産処分について

事業が採択された結果、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、補助金額の一部または全部の返還を求めることがあります。